

別紙第7

復帰段階の計画

要旨	避難住民の復帰は、当時の状況によるところが大きいので、この段階については、大綱を計画します。 復帰に当たっては、避難住民復帰計画を作成します。 事態の緊急性が低いと考えられるので、必ずしも誘導を行う必要はなく、当時の最適な方法により行います。
----	--

関連する計画等

市町村	避難住民復帰計画、避難住民の復帰要領
-----	--------------------

避難タイプとの関係

大規模	中規模	小規模
避難タイプによる違いはなく、共通です。 対処は、当時の時の状況によります。		

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間

平素		
事態への対処	準備	緊急避難
	避難	
	生活	
	復帰	
復旧・復興		

← 避難の指示が解除され、避難住民が復帰をはじめた段階

← 避難住民の復帰の完了
国民保護措置終了（対処基本方針の廃止）
救援の継続や復帰のための特別措置

イ 留意事項

- (ア) 対処基本方針が廃止された場合は、救援の継続や復帰のための措置について、何らかの措置により行います。
- (イ) 復帰のための措置
- a 誘導以外の措置
 - b 市町村長、知事による誘導

(2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

県は、避難指示の解除後、市町村が行う復帰を支援し、避難した住民の復帰を円滑に行い、避難生活の解消を図ります。

この際、復帰地域の安全情報の収集と住民に対する復帰に関する情報の提供を重視します。

(2) 実施要領

避難先地域からの復帰については、当時の状況によるところが大きいため、大綱を計画します。

ア 情報の収集、連絡

(ア) 情報の収集・連絡体制の整備

- a 被災情報の収集、報告、整理
- b 最も優先度の高い情報
 - ① 復帰日時、復帰方法
 - ② 復帰先の被害状況、安全確認
 - ③ 復帰の進捗状況安否情報
- c その他
 - ① 安否情報
 - ② 被災情報

(イ) 情報収集体制 平時（レベル1）

イ 実施体制

(ア) 県対策本部の廃止

- a 知事は、県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部及び県現地対策本部を廃止します。（法第30条）
- b 知事は、県対策本部を廃止したときは、県対策本部設置の通知に準じて県対策本部廃止の通知を行います。

(イ) 県現地対策本部の廃止

- a 県現地対策本部が廃止された場合、県復帰支援センターを開設します。
- b 開設期間は、おおむね復帰が完了と判断されるまでとします。
- c 廃止に伴い、仮庁舎の撤去・原状回復、県現地対策本部の撤去・原状回復、その他、県有施設の原状回復を準備します。

(ロ) 復帰先の被災状況、安全状況の確認

市町村と共同で調査隊を派遣します。

安全が確保されていないときは、関係機関に対し安全化を要請し、安全が確認された後、住民の復帰を開始します。

(ハ) 職員の派遣要請等

県職員の動員では人員が不足する場合は、指定行政機関等に対する職員の派遣要請、総務大臣に対する職員派遣のあっせん要求を行います。

(ニ) 市町村の支援

市町村等からの派遣要請（職種別人員数）を受け、必要な技術者等の職員の派遣、あるいは、市町村等からのあっせん要求に対応します。

ウ 避難、救援

(ア) 避難指示の解除（法第55条）

避難指示の解除については、避難の指示に準じて解除、通知します。

(イ) 避難住民の復旧要領

- a 復旧先の安全、復旧状況の確認
- b 市町村の避難住民復旧計画作成の支援
 - ① 県は、復旧方法の大綱について決定し、交通手段、道路等のルートを選定します。
 - ② 運送網を早期に構成し、通行の安全を確保します。
 - ③ 被災した運送路については、応急復旧します。
- c 誘導による復旧
 - ① 知事は、避難住民を誘導するため、指定地方公共機関等の旅客運送事業者に対し、避難住民の運送を求めます。
 - ② 運送力を確保した後、各市町村に運送力を配分します。
 - ③ 避難行動要支援者については、できるだけ患者運送車による復旧を行います。

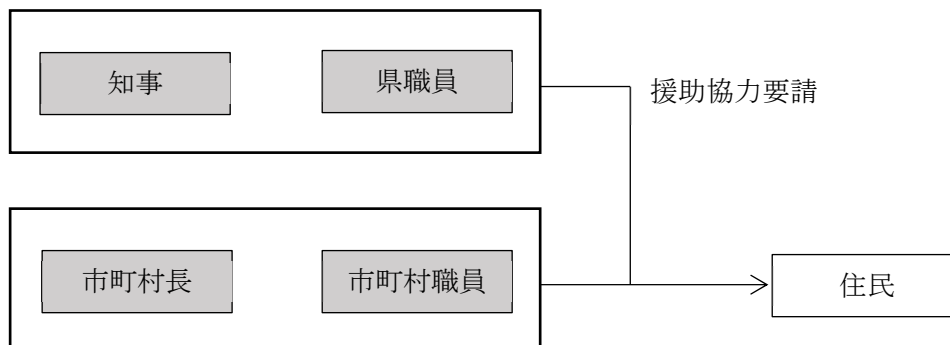
(ロ) 被災者の救援

※ただし、救援の期間については、内閣総理大臣が示すまでの期間とします。

- a 応急仮設住宅の建設
- b 被災住宅の応急修理
- c 食品の給与及び飲料水の供給
- d 生活必需品の給与又は貸与
- e 医療及び助産の提供

エ 武力攻撃災害への対処

(ア) 保健衛生の確保への協力



武力攻撃終結後、武力攻撃災害を受けた地域の公衆衛生を確保するため、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請します。

集団健康診断の実施、廃棄物の処理、側溝や被災箇所での防疫作業及び行政と住民の連絡役などについて協力を要請します。

- (イ) 埋葬、火葬の早急な実施
- (ロ) 廃棄物の早急な回収、処分
- (エ) 住民の生活の安定
 - a 被災者の生活確保
 - b 義援金品の配分
- (オ) 応急復旧
 - a ライフライン（上水道、下水道、電気、ガス、通信）施設の応急復旧
 - b 公共施設等の応急復旧

3 各機関の役割

(1) 県

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
<u>政策統轄総局</u>	<u>1 武力攻撃事態等における県各部局の応援</u>
<u>令和の改新戦略</u> <u>元気づくり総本</u> <u>部</u>	1 復帰情報の広報 2 相談窓口の運営等の広聴 <u>2 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集</u> <u>3 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集</u> <u>4 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集</u> <u>5 鳥取情報ハイウェイに関すること</u>
<u>輝く鳥取創造本</u> <u>部</u>	<u>1 外国人の復帰支援</u> <u>2 外国人の安否情報に関すること</u> <u>3 避難住民の運送に関する計画</u> <u>4 避難住民が復帰するための空港の状況確認及び復帰するための施設の確保</u>
<u>男女協働未来創</u> <u>造本部</u>	<u>1 男女共同参画の視点を活かした復帰の助言</u> <u>2 武力攻撃事態等における県各部局の応援</u>
危機管理 <u>部局</u>	1 復帰に関する総括 2 県対策本部の廃止 3 警報解除、避難指示解除の通知等 4 特殊標章等の回収 5 自主防災組織の支援 <u>6 避難住民の復旧支援</u> <u>7 要配慮者（外国人を除く。）の復帰に係る措置</u>
総務部	1 職員の派遣等 2 人権の擁護の確保 <u>2 国民保護措置の実施に要する物品の購入契約</u> 3 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 4 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 鳥取情報ハイウェイに関すること
地域 <u>社会</u> 振興部	1 避難住民の運送に関する計画 <u>1-2 市町村の行財政運営の支援</u> <u>2-3 安否情報に関すること</u> <u>3 文化財の保護・修復等</u> <u>4 人権の擁護の確保</u> <u>5 相談窓口の運営等の広聴</u>
<u>観光交流局</u>	1 外国人の復帰支援 2 外国人の安否情報に関すること

福祉保健部	1—避難住民の復旧支援 1-2 要配慮者（外国人を除く。）の復帰に係る措置 2-3 赤十字標章等の回収
生活環境部	1 応急仮設住宅の供給 2 公営住宅の調査、復旧 3 廃棄物の処理等の準備 4 生活関連物資の需給に関すること 5 入浴施設の確保 6 食品衛生、食中毒防止、水質検査等 7 応急給水 8 下水道施設の保全

機 関 名	事務又は業務
商工労働部	1 物資運送力（トラックその他）の確保 2 救援物資の集配の総合調整
農林水産部	1 食品の確保 2 復帰後の食品の準備
県土整備部	1 被災道路の復旧及び道路情報の提供 2 避難住民が復帰するための道路の選定 3 避難住民が復帰するための 空港 、港湾、漁港の状況確認及び復帰するための施設の確保
会計管理 部 者	1 国民保護措置の実施に要する費用の出納 及び物品の購入契約
企業局	1—中国電力からの情報収集及び中国電力への要請 1-2 県営発電施設・県営工業用水施設の復旧
病院局	1 復帰段階における県立病院の患者受入調整
教育委員会	1 学校運営の応急措置（応急教育等）の対応 2—文化財の保護
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 地方 労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1 武力攻撃事態等における県各部局の応援
警察本部	1 情報の収集、伝達 2 重要施設の警備 3 交通規制 4 犯罪の予防その他社会秩序の維持 5 警察通信の確保

(2) 市町村

機 関 名	事務又は業務
市町村	1 避難住民の復帰要領の作成 2 避難住民の復帰のための措置 3 市町村国民保護対策本部の廃止 4 その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第 3 章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機 関 名	事務又は業務
陸上自衛隊	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 応急の復旧に関する措置
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(5) 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第 3 章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務
放送事業者	警報の解除の放送、避難指示の解除の放送

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	指定公共機関に準じます。